

議案第 1 2 号

羽生市附属機関設置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項及び第 2 0 2 条の 3 の規定に基づき、附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担任事項)

第 2 条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事項は、別表担任事項の欄に掲げるとおりとする。

(委員の定数)

第 3 条 附属機関の委員の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、第 2 条第 1 項に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

執行機関	附属機関	担任事項	委員の定数
市長	羽生市表彰審査会	市が表彰する候補者の審査	1 1 人 以内
	羽生市女性会議	男女共同参画の推進に関する事項についての調査及び審議	2 0 人 以内

羽生市行政改革 推進委員会	市の行政経営に関する提言	10人 以内
羽生市まち・ひ と・しごと創生 市民会議	羽生市まち・ひと・しごと創生 総合戦略の策定及び推進につ いての審議	18人 以内
羽生市地域公共 交通会議	地域の実情に即した輸送サービ スの実現に必要な事項の審 議	25人 以内
羽生市公共施設 等総合管理計画 市民会議	公共施設等総合管理計画及び公 共施設個別施設計画の策定につ いての審議	13人 以内
羽生市障がい者 計画等策定委員 会	羽生市障がい者計画等の策定に ついての審議、分析及び評価	18人 以内
羽生市地域福祉 計画策定委員会	羽生市地域福祉計画の策定及び 見直しについての審議並びに評 価	16人 以内
羽生市障がい者 支援協議会	障がい者等への支援体制の整備 についての協議	7人 以内
羽生市老人ホー ム入所判定委員 会	養護老人ホーム等の入所等につ いての調査及び審議	6人 以内
羽生市地域包括 支援センター運 営協議会	地域包括支援センターの運営等 についての調査及び審議	10人 以内
羽生市在宅医 療・介護連携推	在宅医療・介護連携の推進につ いての調査及び審議	16人 以内

	進会議		
	羽生市介護保険事業計画等策定委員会	介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定等についての調査及び審議	16人以内
	認知症初期集中支援チーム検討委員会	認知症初期集中支援推進事業の実施についての調査及び審議	10人以内
	羽生市健康づくり推進協議会	健康づくりに関する施策についての審議	10人以内
教育委員会	羽生市立学校適正規模審議会	市立の小・中学校の規模の適正化、学校規模適正化の年次計画等についての調査及び審議	15人以内
	羽生市教育振興基本計画策定会議	羽生市教育振興基本計画の策定についての審議	15人以内
	羽生市立小・中学校就学支援委員会	市立の小・中学校に就学しようとする者の障がいの種類、程度等の判断並びに障がいのある幼児、児童及び生徒の就学に係る教育的支援についての助言	15人以内
	羽生市学校給食センター運営協議会	羽生市学校給食センターの運営に関する事項の審議	12人以内
	同和对策集会所運営委員会	集会所事業の企画及び運営に関する教育委員会からの諮問への答申並びに集会所の管理及び運営についての審議	14人以内

放課後子ども教室運営委員会	放課後子ども教室事業の運営方法等の審議	10人以内
宝蔵寺沼ムジナモ自生地植生回復に関する保存検討委員会	国指定天然記念物「宝蔵寺沼ムジナモ自生地」の保存等に係る助言	7人以内

備考

- 1 同和対策集会所運営委員会の委員の定数は、羽生市立同和対策集会所設置及び管理条例（昭和48年条例第4号）第2条に規定する同和対策集会所ごとに設置する同和対策集会所運営委員会の委員の定数とする。
- 2 放課後子ども教室運営委員会の委員の定数は、放課後子ども教室事業を実施する市立の小学校ごとに設置する放課後子ども教室運営委員会の委員の定数とする。

令和2年2月25日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明